

さいたま都市計画事業  
江川土地区画整理事業

# 保 留 地 公 売 案 内 書

(随時受付分)

施行者：さいたま市



問合せ先：岩槻まちづくり事務所

電 話 ： 048-790-0234

江川土地区画整理事業の保留地を先着順により公売します。

### 1 保留地公売地区の概要について

保留地は、さいたま市岩槻区の北部に位置し、東武野田線「岩槻駅」より北へ約1.5kmのところ、面積約79.3haの土地区画整理事業の施行地区の西側にあります。

〔地区の状況〕

項目	内容
交通	東武野田線岩槻駅から大宮駅へ12分、春日部駅へ10分 (急行列車利用の場合大宮駅へ8分、春日部駅へ7分)
用途地域	第二種中高層住居専用地域(建ぺい率60%・容積率150%)
上下水道	さいたま市により整備済み
都市ガス	エナジー宇宙により整備済み
公共施設	地区内にさいたま市立城北小学校、公園 地区内に近接して、さいたま市立城北中学校、美幸保育園

### 2 公売する保留地の面積と価格等について

「4ページ」をご覧ください。

### 3 公売手続きについて(3ページ参照)

#### (1) 申込資格

次のいずれかに該当する者は、公売の申込ができません。

- ・当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- ・保留地の転売を目的とする業者等
- ・その他契約を行うことが不相当と認められる者。

#### (2) 申込方法

- ① 保留地買受申請書に、必要事項を正しく記載のうえ、住民票及び身分証明書(本籍地で証明する行政証明書)を添付してお申込みください。なお、法人の場合は商業登記簿謄本を添付してお申込みください。
- ② 保留地買受申込の手続きは、「3ページ」をご覧ください。

#### 4 売買契約などについて（3ページ参照）

##### （1）契約締結

- ① 申込内容を確認のうえ、「保留地売却決定通知書」を交付いたします。  
通知書を受けた後30日以内に契約を締結していただきます。  
契約時に、契約保証金として売買価格の100分の10以上の額の納付が必要になります。  
なお、契約後の名義人の変更は、換地処分が完了し所有権移転登記完了まで、相続以外は原則認めません。  
※さいたま市土地区画整理事業保留地処分に関する規則による
- ② 残金は、契約で定める日（契約の日から60日以内）までに納付していただきます。
- ③ 期日までに契約を締結しないとき、または納付期限内に売買代金を納付しないときは、売却を取消し、契約保証金は返還しません。
- ④ 共有名義にしたい方は、契約締結前に申し出てください。  
その場合は、共有持分明示申出書を提出していただきます。  
なお、共有名義人は、配偶者又は親子を原則とし、それを証明する戸籍謄本、共有者全員の本人確認資料（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）、申請者以外の身分証明書（本籍地で証明する行政証明書）を提出してください。

##### （2）土地所有権移転の登記

保留地は区画整理事業の換地処分に伴う登記が完了するまで、所有権移転の登記はできません。

なお、登記に要する費用は契約者の負担です。

##### （3）土地の引渡し及び建築

- ① 売買代金の全額納付を確認後、契約者に当該保留地を引き渡します。  
なお、保留地は契約時点の状態で引き渡すものとし、その後の管理や整備等は契約者の負担となります。  
また、契約後、区画を囲っているB型バリケード、単管パイプ及び敷地を覆っている防草シートについては当事務所の負担において撤去いたします。
- ② 建築物を建てる場合は、土地区画整理法第76条の申請及び地区計画の届出が必要です。

##### （4）その他

上水道及び都市ガスの引込み等の工事費は自己負担になります。

# 保留地公売の手続き（随契用）

## 保留地買受の申込

### ◎申込みに必要な書類

1. 保留地買受申請書（事務所窓口又はホームページに掲載）
2. 住民票1通（法人の場合は商業登記簿謄本）
3. 身分証明書1通（本籍地で取得する行政証明書）

## 契約の締結

保留地売却決定通知書受領後30日以内

### ◎契約時に持参するもの

1. 契約保証金（売買価格の100分の10以上）の領収書（原本）
2. 収入印紙
3. 印鑑登録証明書 1通
4. 登録してある印鑑（実印）
5. 共有名義の場合は上記1, 2の他①・②が必要です  
①共有者全員の印鑑登録証明書 各1通  
②共有者全員の登録してある印鑑（実印）

## 残金の納付

契約で定める日（契約締結の日から60日以内）までに納付してください

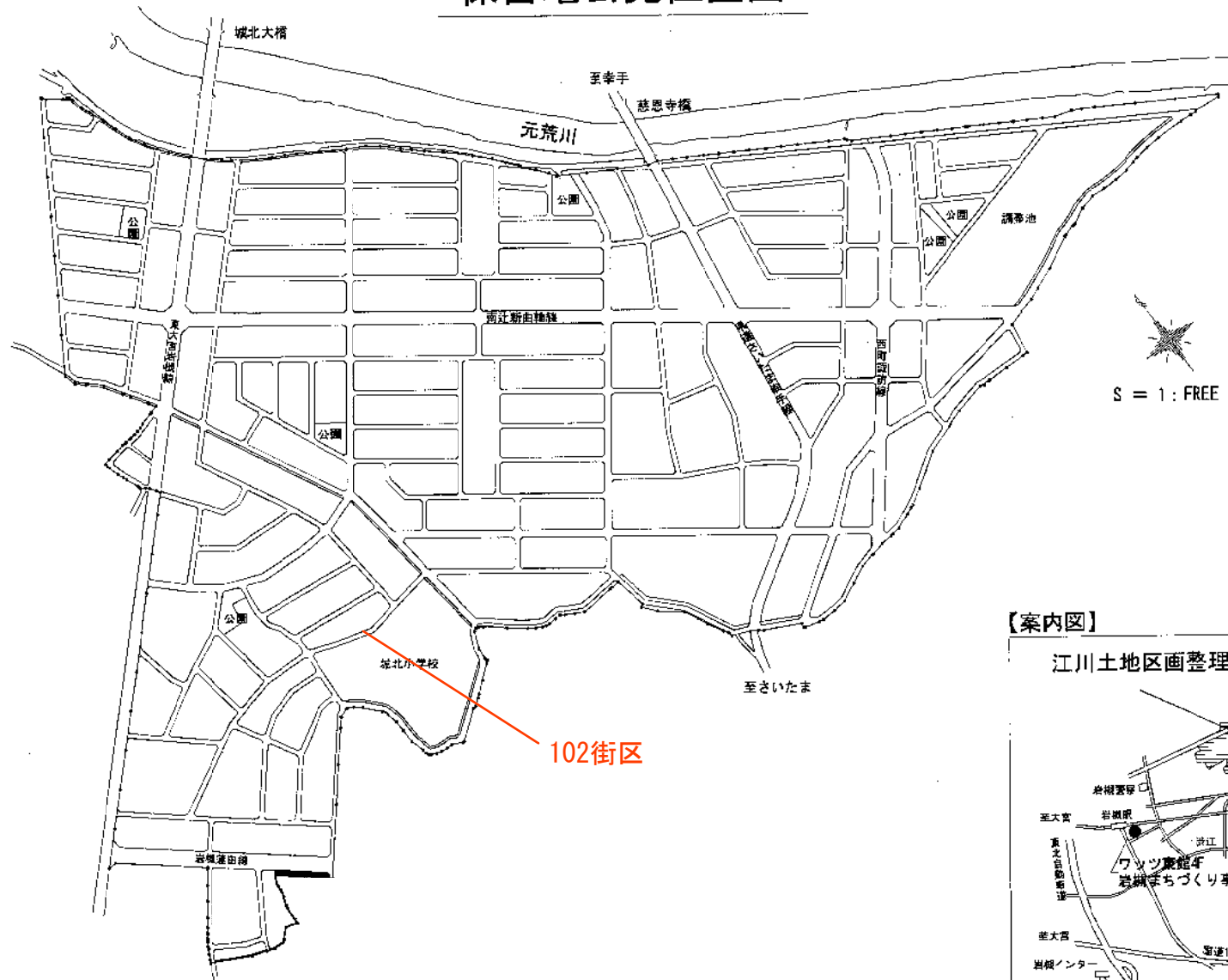
## 土地の引渡し

引き渡しは残金を全額納付した日からとなります

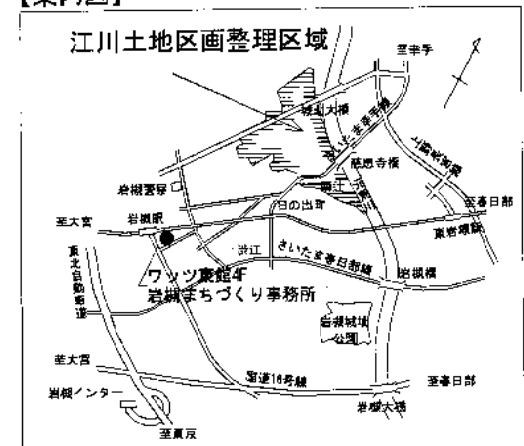
保留地公売一覧表

保留地 番号	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	公売価格 (円)	用途地域	街区 画地	備考
—	86.96	88,100	7,661,176	第二種中高層住居 専用地域	102 10	

# さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業 保留地公売位置図

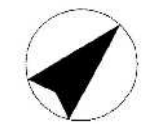


【案内図】

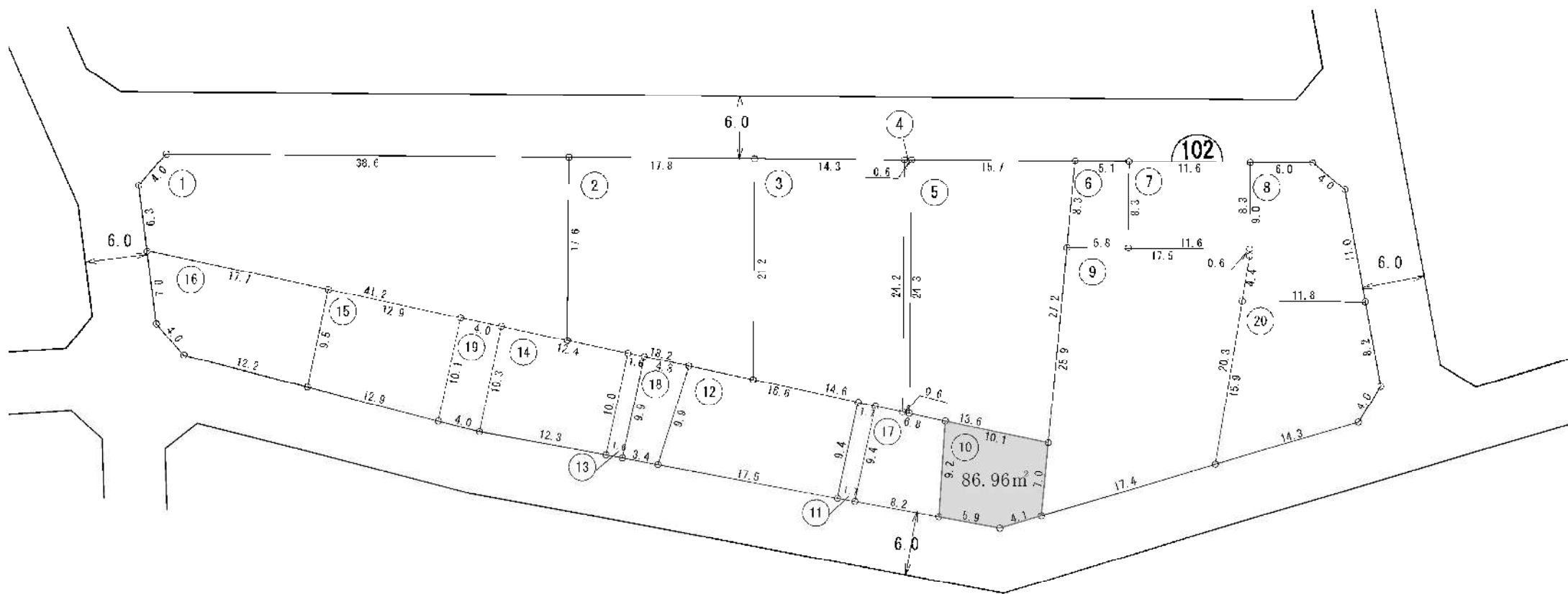


# 画地辺長図 (単位m)

102街区



S = 1 : 500



保留地の公売についてご不明な点は、下記へお問い合わせください。

(問合せ先) さいたま市役所      岩槻まちづくり事務所  
電話 048(790)0234  
FAX 048(790)0240